

○京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

令和3年3月12日

告示第42号

改正 令和3年9月1日告示第227号

令和4年1月4日告示第1号

令和4年3月14日告示第38号

令和4年8月23日告示第226号

令和5年3月29日告示第51号

(趣旨)

第1条 この告示は、人口減少克服・地方創生の取組みとして、大学等を卒業後に就業する者で、本市に定住し、奨学金の返還を行うものに対して経済的負担軽減を図り、もって若者のふるさと回帰、人材確保及び労働者の定着と地域の活性化に資するため、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。
- (2) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、社会保険、労災保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。
- (3) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所を生活の本拠としていることをいう。
- (4) 繰上返還 奨学金の返還を初めて開始した際に計画された割賦を超えた返還をもって、返還期間の縮減又は返還すべき奨学金の合計額（利息を含む。）の減額を行うことをいう。
- (5) 滞納繰越 補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）の前年度の10月1日から起算した1年間（以下「算定期間」という。）に返還すべき金額を申請年度の10月1日以後に返還することをいう。

(補助金の対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
 - (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
 - (3) 京丹後市奨学金条例（平成16年京丹後市条例第110号）に基づき、京丹後市が貸与する奨学金
 - (4) 国又は地方公共団体奨学金
 - (5) 大学等独自の奨学金
 - (6) その他市長が認める奨学金
- （補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第8条に規定する補助対象者の認定後の届出をする前までに大学等を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者（国家公務員又は地方公務員として就業している場合を除く。）、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者（事業を開始している場合に限る。）
- (2) 第8条に規定する補助対象者の認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (3) 第7条に規定する認定申請をする年度の4月1日において、満30歳に満たない者
- (4) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、卒業後に奨学金の返還をしている者（予定を含む。）
- (5) 市税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者
- (6) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者

2 前条第1号の規定に基づく就業を離職し、又は事業を営まなくなった場合であって、当該事実があった日から再び就業し、又は事業を営むまでの期間が、1年以内であるときは、第4条第1号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

（補助金の額）

第5条 申請年度の算定期間における各月の奨学金の返還金相当額（3万円を限度とする。）の合計額とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあつては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の申請年度の10月1日（以下「交付基準日」という。）において京丹後市に定住した期間が1年に満たない場合は、定住した日の翌月分の奨学金の返還金から補助対象の返還金額とする。
- 4 次の各号に掲げる奨学金の返還額は、前3項に規定する補助対象の返還金額に含まないものとする。

- (1) 繰上返還又は滞納繰越による奨学金の返還相当額
- (2) 正規の修業年限によらない期間（病気療養その他やむを得ない事由による期間又は留学その他合理的な事由がある期間を除く。）に借り受けた奨学金（正規の修業年限によらない期間に借り受けた奨学金があるときは、その返還金額を正規の修業年限に対して借り受けた奨学金の額とそれ以外の奨学金の額により按分するものとする。）の返還相当額
- (3) 前条第1項第1号の規定に基づく就業を離職し、又は事業を営まなくなった日の属する月の翌月から前条第1項第1号の規定に基づく就業し、又は事業を営んだ日の属する月における奨学金の返還相当額

（補助対象期間）

第6条 補助金の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第11条に規定する補助金の交付の申請を初めてする年度の前年度の10月1日から起算して10年間を上限とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、当該事実が生じた日の属する月までとする。

- (1) 京丹後市に定住しなくなったとき。
- (2) 奨学金を完済したとき。
- (3) 奨学金の返還が免除されたとき。

- 3 第10条の規定に基づき認定を取り消された者が再び次条の規定により認定の決定を受けた者となった場合における補助対象期間は、認定を取り消される前に交付を受けた補助金に係る全ての算定期間及び認定を取り消された日から再び認定の決定を受けた日までの期間を含むものとする。

（補助対象者の認定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める募集期間内に、京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければな

らない。

- (1) 奨学金を借り受けていることを証明する書類
- (2) 卒業見込証明書又は卒業証明書
- (3) 誓約書（様式第2号）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、京丹後市定住促進奨学金返還支援認定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（認定後の届出）

第8条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前条の規定に基づき、認定申請に際し提出した書類によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 大学等を卒業したことを証明する書類
- (2) 在職証明書（様式第5号）又は自営業等従事申立書（様式第6号）
- (3) 住民票の写し又は転居した事実がわかる書類

2 前条の規定により認定の決定を受けた際に第4条第1項第1号及び第2号の要件を満たしていない認定者にあつては、当該要件をいずれも満たした日から起算して30日以内に、前項の届出を行うものとする。

（認定者の変更届）

第9条 認定者は、次の各号のいずれかに該当する事情が生じたときは、速やかに京丹後市定住促進奨学金返還支援認定変更届（様式第7号）にその事実を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 大学等を休学、復学又は転学したとき。
- (2) 認定者の住所、氏名に変更が生じたとき。
- (3) 認定者の就業又は事業に変更が生じたとき。

2 市長は、前項に規定する届出を受理したときは、京丹後市定住促進奨学金返還支援認定変更承認通知書（様式第8号）により認定者に通知するものとする。

（認定の取消し等）

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとし、京丹後市定住促進奨学金返還支援認定取消通知書（様式第9号）により当該認定者に通知するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号の要件を満たさなくなった期間が1年を超えたとき。
- (2) 京丹後市に定住しなくなったとき。
- (3) 第4条第1項第6号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 認定者が第8条に規定する認定後の届出をしないとき。
- (5) 補助金の交付を辞退しようとする申出があったとき。
- (6) 奨学金の借受が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）。
- (7) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (8) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

（交付の申請等）

第11条 補助金の交付の申請をしようとする認定者（前条の規定により認定を取り消した者を含む。）は、申請年度の10月1日から11月末日までに京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付の申請を初めてする年度は、第8条に規定する認定後の届出の翌年度以降に行うものとする。

- (1) 在職証明書又は自営業等従事申立書
- (2) 奨学金の返還を初めて開始した際の奨学金の返還期間及び割賦の額がわかる書類
- (3) 申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額が分かる書類並びに返還するべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
- (4) 市税の完納を示す証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び補助金の確定）

第12条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金の額を確定し、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第11号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更又は取下げ）

第13条 前条の規定により補助金の交付決定兼確定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は取り下げようとするときは、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金変更交付（取消）承認申請書（様式第12号）を、遅延なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金変更交付（取消）承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、京丹後市定住促進奨学金返

還支援補助金変更交付（取消）決定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の交付の決定及び補助金の確定をした日から30日以内に交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この告示の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月1日告示第227号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の手続きは、この告示による改正後の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示による改正前の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年1月4日告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助

金交付要綱の規定によりなされた申請その他の手続きは、この告示による改正後の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この告示による改正前の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年3月14日告示第38号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の京丹後市高等学校全国募集入学生応援補助金交付要綱及び京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則（令和4年8月23日告示第226号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年8月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和5年3月29日告示第51号）

この告示は、令和5年3月29日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住 所

氏 名

（生年月日 年 月 日）

電 話

京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本補助金の認定にあたり、税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

大学等	学校名等 （学部、学科、専攻等まで記載すること）	（在籍学年 年）
	卒業（予定）年月	年 月（予定）
奨学金	名 称	
	区分（該当に○）	無利子 ・ 有利子
	借受金額	円（月額） （総額 円）
	借受期間	年 月から 年 月まで
就業等 （予定） 内容	対象職種	
	事業所名	
	所 在 地	〒
	就業開始（予定） 年 月	年 月（予定）

[添付資料]

- (1) 奨学金を借り受けていることを証明する書類
- (2) 卒業見込証明書又は卒業証明書の写し
- (3) 誓約書（様式第2号）

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住 所

氏 名

印

誓 約 書

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金の認定申請するにあたり、下記のとおり誓約します。

なお、必要がある場合は、関係機関に照会されることについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を京丹後市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 私は、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱（令和 3 年京丹後市告示第 42 号）第 8 条に規定する補助対象者の認定後の届出を行う日の前までに、定住を開始し、引き続き 10 年以上定住します。
- 2 私は、京丹後市暴力団排除条例（平成 24 年京丹後市条例第 39 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接関係者ではありません。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市定住促進奨学金返還支援認定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金の認定については、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定（却下）を決定をしたので通知します。

記

- 1 認定（却下）の区分 認定 ・ 却下
- 2 却下の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

認定者氏名 印

京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書

京丹後市に定住し、就業等を開始しましたので、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて認定を届け出ます。

認定者	住 所	〒 (定住日： 年 月 日)
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	自宅 携帯
大学等	学校名等 (学部、学科、専攻等 まで記載すること)	(学部 学科 専攻/修業 年)
	卒業(修了)年月日	年 月 日
	正規の修業年限	修業年限 年間 (あなたの修学年数 年間) 正規の修業年限で卒業しなかった理由：
奨学金	名 称	
	区分 (該当に○)	無利子 ・ 有利子
	借受金額	円 (月額) (総額 円)
	借受期間	年 月から 年 月まで
就業等 内容	事業所名	
	所 在 地	〒
	事業内容	
	就業等開始年月日	年 月 日

[添付資料]

- (1) 大学等を卒業したことを証明する書類
- (2) 在職証明書（様式第5号）又は自営業等従事申立書（様式第6号）
- (3) 住民票の写し又は転居した事実がわかる書類

様式第5号（第8条、第11条関係）

在職証明書

ふりがな 被雇用者氏名	(生年月日 年 月 日)		
就業(採用)年月日	年 月 日		
退職年月日	年 月 日		
雇用形態 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 非正規職員（雇用期間： から まで）		
健康保険 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない		
雇用保険 (該当に☑) ※1	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない		
奨学金返還補助 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 補助している <input type="checkbox"/> 補助していない	<input type="checkbox"/> 月額 / <input type="checkbox"/> 年額 円 (補助金額を記入してください)	
直近3箇月の 就労実績日数	該当月	就労日数(実績)	備考
	年 月	日	
	年 月	日	
	年 月	日	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 所在地 事業所 事業所名 代表者名 印 電話番号			

備考

- 1 非正規職員においては、1週間の所定労働時間が20時間以上である必要があります。

様式第6号（第8条、第11条関係）

自営業等従事申立書

事業所等名					
事業所等の所在地		〒			
事業内容 (具体的に記載してください)					
事業従業者状況	家族従業者氏名 (事業主も記入)	続柄	1箇月当たりの就労日数	1箇月当たりの平均就労時間	業務内容
			日	時間	
			日	時間	
			日	時間	
			日	時間	
			日	時間	
家族以外の従業者			有 (人) ・ 無		
上記のとおり相違ないことを申立てします。 年 月 日 住所 申立者 氏 名 印 電話番号					

[添付資料] 確定申告書の写し

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

認定者 住 所

氏 名

印

京丹後市定住促進奨学金返還支援認定変更届

次のとおり変更がありましたので、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

大学等の異動	□休学	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
		理 由	
	□復学	復学日	年 月 日
	□転学	転学日	年 月 日
転学先 名 称			
住所・氏名の変更	住所	変更日	年 月 日
		新住所	〒 (電話番号)
		旧住所	〒 (電話番号)
	氏名	変更日	年 月 日
		新氏名	
就業等の内容の変更	事業所名		
	所 在 地	〒	
	就業等(開始・離職) 年 月 日	年 月 日	
	理 由		

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市定住促進奨学金返還支援認定変更承認通知書

年 月 日付けで変更の届出があった京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金の認定については、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認を決定をしたので通知します。

記

- 1 決定の区分 (住所・氏名・就業先) に係る変更承認
- 2 附帯条件

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市定住促進奨学金返還支援認定取消通知書

年 月 日付で提出のあった承認申請については、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- 1 決定の区分 認定取消
- 2 決定の理由

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

認定者 住 所
氏 名
電 話

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請・請求します。

なお、本補助金の申請・請求にあたり、住民基本台帳により確認されることに同意します。

就業先事業所名	
事業所の所在地	〒
申請区分	() 年 月
交付対象期間	年 月 から 年 月
算定期間の返還額	月額 円 × 月 (各月で返還額が異なる場合は、別に各月の返還額をお示ししてください)
他の補助金等の額 ※受給した全ての補助金等の合計	(月・年) 額 円 × (月・回)
補助金交付申請・請求額 ※上限額は3万円/月とし、算定期間の返還額の合計額 ※千円未満は切捨て	円

次の口座に振込願います。

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 ()	本店 支店 ()	預金種別	普通・当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人		

[添付資料]

- (1) 在職証明書（様式第5号）又は自営業等従事申立書（様式第6号）
- (2) 奨学金の返還を初めて開始した際の奨学金の返還期間及び割賦の額がわかる書類
- (3) 申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額が分かる書類並びに返還するべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間が分かる書類
- (4) 市税の完納を示す証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で交付申請兼請求のあった京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金については、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |

様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

交付決定者 住 所
氏 名

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金変更交付 (取消) 承認申請書

年 月 日付で交付決定兼確定通知書を受けた京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金について、変更 (取消) したいので、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて承認申請します。

記

- 1 変更 (取消) の理由
- 2 変更 (取消) の内容

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金変更交付（取消）決定通知書

年 月 日付けで提出のあった承認申請については、京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり決定をしたので通知します。

記

- 1 決定の区分 変更（取消）
- 2 決定の理由

様式第1号 (第7条関係)
様式第2号 (第7条関係)
様式第3号 (第7条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条、第11条関係)
様式第6号 (第8条、第11条関係)
様式第7号 (第9条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第11条関係)
様式第11号 (第12条関係)
様式第12号 (第13条関係)
様式第13号 (第13条関係)